

平成17年度のアスベスト対策の実施結果

1 環境対策<アスベストの飛散防止対策>

(1) アスベスト発生源に対する指導や実態把握等の実施

ア アスベスト製品の製造・加工工場等に対する指導や実態把握等の実施(大気水質課)

取組の項目	取組結果
大気汚染防止法の対象となる工場に対し、立入検査を行い実態把握を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・検査対象：県域25施設、県所管3施設 ・検査結果：適正に操業又は現在操業していないことを確認
同法の対象外の工場等に対しても実態把握を行うとともに、適正管理の徹底を要請する。	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査1,059工場実施(614工場から回答) ・調査結果：170工場で使用

イ 建物解体工事等に対する指導や実態把握等の実施(大気水質課、技術管理課)

取組の項目	取組結果
大気汚染防止法の対象となる解体工事に対し、立入検査を行い適正管理の徹底を指導するとともに、環境調査を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査：71箇所実施 ・環境調査：60箇所実施 *鎌倉市常盤で最大56本/㎡を検出。 *湯河原町宮上で最大100本/㎡を検出。
同法の対象外の解体工事等に対しても実態把握を行い、適正管理の徹底を要請するとともに、環境調査を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・立入調査：81箇所実施 ・環境調査：28箇所実施 *秦野市曾屋で最大25本/㎡を検出。
建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)の対象建設工事の届出者に対して、アスベスト関係法令の遵守による事前措置を指導する。	<ul style="list-style-type: none"> ・指導件数：1,325件
アスベスト関係法令を所管する機関と連携を図りながら、関係法令の周知徹底を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村・国等と連絡会議を実施 ・石綿障害予防規則のパンフレットを市町村等へ配布 ・平成17年11月4日神奈川県労働局、県及び大気汚染防止法上の6政令市が取組の連携に係る協定締結 ・平成18年3月23・24日「アスベスト除去工事に関する研修会」開催

ウ 廃棄物処理業者等に対する指導や調査（廃棄物対策課、大気水質課）

取組の項目	取組結果
飛散性のアスベスト廃棄物を取り扱っている解体業者等である特別管理産業廃棄物排出事業者等に対して立入検査を行い、適正管理の徹底を指導する。	・立入検査：76箇所実施
非飛散性のアスベスト廃棄物を取り扱っている解体業者等の排出事業者、破碎等を行っている中間処理業者等へ立入検査を行い、アスベスト含有建設廃材等の適正処理の徹底を指導する。	・立入検査：76箇所実施
飛散性アスベスト廃棄物の処理状況の調査を実施する。	・調査事業者：110事業者 飛散性アスベスト廃棄物の収集運搬量：307.3トﾝ （平成16年度県所管分実績）
アスベスト廃棄物を取り扱っている廃棄物処理業者の処理施設に対し、環境調査を実施する。	・5箇所実施 ・調査結果：最大0.28本/リットル

エ 一般環境大気モニタリング調査の実施（大気水質課）

取組の項目	取組結果
常時監視測定局において、大気中のアスベスト濃度を把握するための環境モニタリング調査を実施する。	・15箇所実施 ・調査結果：0.11本/リットル未満 ・11月15・16・17日の3日間実施

オ アスベストの飛散防止対策に係る調査研究（環境科学センター）

取組の項目	取組結果
アスベスト含有建材が破碎された場合の飛散状況の把握と飛散防止対策の調査研究を行う。	・調査研究中

カ 調査結果等に応じた対応策の検討等（大気水質課等所管課）

取組の項目	取組結果
建築物の解体工事現場や廃棄物処理施設の実態調査、また環境モニタリング調査等の各種調査によって問題が認められた場合には、原因究明や追跡調査、業者への指導、対応策の検討等を実施する。	・鎌倉市常盤、秦野市曾屋及び湯河原町宮上の高濃度検出事案について、原因究明結果に基づく改善指導等を実施。 ・国のマニュアル類を補完する指導指針を平成18年3月24日策定（4月1日施行）

キ 解体工事等に対する住民不安の解消対策（大気水質課等所管課）

取組の項目	取組結果
解体工事に対する住民不安へ対応するため、関係法令や具体的な対策等に関するパンフレット「解体工事についてよく知っていただくために」を作成・配布する。	<ul style="list-style-type: none"> ・1万5千部印刷 ・平成17年9月30日から県・市町村の窓口において配布
建物所有者等による対策促進のため、建物内でのアスベストを含む資材の点検方法や飛散防止対策等に関するマニュアル「大丈夫ですか、あなたの建築物は？」を作成・配布する。	<ul style="list-style-type: none"> ・5千部印刷 ・平成17年9月30日から県・市町村の窓口において配布

(2) 民間建築物の実態調査の実施等

ア 国との連携による社会福祉施設等に対する実態調査等の実施（保健福祉総務課、医療課、学事振興課）

取組の項目	取組結果
社会福祉施設等の吹付けアスベストの現況に対する実態調査を行うとともに、飛散のおそれが認められる場合の緊急的な措置を要請する。 《厚生労働省》	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象施設：1,912施設 ・使用数：151施設 ・内未対応：2施設
病院の吹付けアスベストの現況に対する実態調査を行うとともに、飛散のおそれが認められる場合の緊急的な措置を要請する。 《厚生労働省》	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象施設：295施設 ・使用数：105施設 ・内未対応：2施設（内民間1施設）
私立学校の吹付けアスベストの現況に対する実態調査を行うとともに、飛散のおそれが認められる場合の緊急的な措置を要請する。 《文部科学省》	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象施設：988校 ・回答数：988校 ・使用数：157校 ・内未対応：27校
調理器具等アスベスト含有機器等について、適正な処分等の注意喚起を行う。 《厚生労働省、文部科学省》	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス回転釜等の使用禁止（18施設 29台）

イ 特定建築物や大規模建築物に対する調査・把握（生活衛生課、建築指導課）

取組の項目	取組結果
特定建築物に該当する店舗等に使用されている吹付けアスベストの劣化状況等の把握を行うとともに、必要に応じて改修等の助言を行う。	・助言に基づく改修状況の調査を実施 （改修等5施設、未改修7施設）
大規模（おおむね1,000平方メートル以上）な民間建築物を対象に、建物所有者に対し、室内又は屋外に露出して吹付けアスベストが施工された部分の有無に関する再確認調査を実施するとともに、飛散するおそれがある場合は適切な対策の指導を実施する。《国土交通省》	・指導件数：延べ35件 （吹付けアスベストがある建築物141棟のうち対応済建築物132棟）

ウ 実態調査結果に応じた対応策等の検討等（各調査所管課、建築指導課、大気水質課、金融課、産業技術センター）

取組の項目	取組結果
民間建築物に対する実態調査結果に応じた対応策等の検討を行う。	・社会福祉施設・病院が行う除去等に対する支援の実施
建築物における吹付けアスベストの飛散防止措置及び建物改修等に伴う吹付けアスベスト除去後の耐火性能の維持等技術的な相談対応を実施する。	・相談件数：4件
中小企業者が行う除去工事費用等に対する低利融資を行う。	・融資対象認定件数：4件 ・実行件数：3件
産業技術総合研究所において、アスベストに関する相談や定性分析を行う。	・相談件数：76件 ・分析実施件数：13件

健康対策：県民の健康不安への対応と労働者の被害防止対策の推進

1 県民の健康不安への対応（健康増進課等所管課）

取組の項目	取組結果
保健福祉事務所の窓口において県民からの問い合わせ相談の対応を図る。	・相談者：568名 ・相談件数：延べ577件（保健福祉部全体）
県民を対象にしたアスベストと健康に関するフォーラム等を開催する。	・平成17年11月16日に県立循環器呼吸器病センターにおいて開催 ・平成17年12月20日に松村ガーデンホール（横浜市内）において開催 参加者：80名
県立病院においてアスベストにかかる専門外来を設置する。	・循環器呼吸器病センターにおいて平成17年9月20日開設 受診者数：145名
県立病院においてアスベストにかかる専門検診を実施する。	・循環器呼吸器病センターにおいて平成18年1月20日から実施 受診者数：35名
医療従事者に対する技術研修を実施し、診断力の向上を図る。	・藤沢市民病院において平成17年10月19日開催 参加者：183名 ・県立がんセンターにおいて平成18年3月4日開催 参加者：109名
アスベストに係る呼吸器疾患等に関して診察することができる病院をホームページで公表する。	・平成17年10月12日ホームページ掲載
「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく申請者への対応を図る。	・各保健福祉事務所において平成18年3月20日から申請受付開始 受付者数：1件

2 労働者の健康被害防止対策及び労災補償制度の普及啓発（労政福祉課）

取組の項目	取組結果
健康被害を受けている労働者に対し、労災補償制度の普及啓発を図る。	・「労働かながわ」平成17年9月号に掲載、労働者向け啓発パンフレットの配布
事業主及び従業員に対し、健康被害防止対策の普及啓発を図る。	・「労働かながわ」平成17年9月号に掲載、労働者向け啓発パンフレットの配布
労働相談の窓口において、労働安全衛生に関する相談対応の充実を図る。	・相談対応用として「アスベスト（石綿）に関する相談Q & A」を作成 ・相談件数：75件

県有施設対策：県有施設に対する実態調査と飛散防止対策

1 県有施設の実態調査の実施（財産管理課等所管課）

取組の項目	取組結果
県有施設に対し、施設管理者による一次調査を実施する。	・対象：1,710施設
一次調査結果を評価し、詳細技術調査が必要な場合、建築等の技術者による二次調査を実施する。	・対象：398施設
一次、二次調査結果により成分分析等が必要とされたものについて、試験研究機関による調査分析を実施する。	・対象：105施設 ・使用施設：38施設 ・内吹き付け：22施設、フェルト15施設

2 県立学校におけるアスベスト飛散調査の実施（教育財務課）

取組の項目	取組結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ アスベストフェルトを使用する県立学校43施設47棟のアスベスト飛散調査を実施する。 ・ 県有施設実態調査結果等によりアスベストフェルトの使用が確認された県立学校23施設の飛散調査を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査数 43施設47棟 ・ 調査結果 最大0.3本/㎡ ・ 調査数 23施設23棟 ・ 調査結果 最大0.5本/㎡

3 実態調査結果に応じた対策の実施（財産管理課等所管課）

取組の項目	取組結果
<p>実態調査結果に応じ、必要な対策等を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修除去工事の実施 ・ 平成17年度既決予算対応15施設（うち13施設実施、2施設については、翌年度繰り越し） ・ 平成17年度2月補正予算等9施設（9施設実施）（平成20年度までに実施）

4 応急的な対応等の実施（各所管課）

取組の項目	取組結果
<p>吹き付けアスベスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立藤沢工科高校ほか6施設について飛散防止対策を実施したほか、一部について該当教室の使用を禁止した。 ・ 県道61号追分地下道(平塚市内)について対策までの間、当該地下道の通行を禁止した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て実施済み ・ 県道61号追分地下道について、除去工事完了後環境調査を実施、0.11本/㎡未満を確認し交通開放
<p>アスベスト使用ガス回転釜</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校、福祉施設等10施設16台について、撤去までの間、使用を禁止し、飛散防止対策を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て交換済み
<p>アスベスト使用揚物機、炊飯器等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校・福祉施設等8施設13台について撤去までの間、使用を禁止し、飛散防止対策を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て交換済み

5 水道用石綿セメント管の布設状況調査の再検証結果と今後の対応（企業庁水道施設課）

取組の項目	取組結果
<p>水道用石綿セメント管の布設状況調査の再検証を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果集計：16.8キロメートル
<p>水道用石綿セメント管については平成20年度までに全て解消する方向で検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解消工事の実施：2.2キロメートル（平成20年度までに解消）

6 公共工事におけるアスベスト含有建材の使用禁止（技術管理課等所管課）

取組の項目	取組結果
県が発注する公共工事には、原則として、原材料にアスベストを含んだ建材を使用しない。	・平成17年10月16日から発注する工事に適用

アスベスト対策の着実な推進

1 県広報・ホームページ等による総合的な情報の迅速な提供（大気水質課等所管課）

取組の項目	取組結果
ホームページで全庁的な相談窓口を周知するとともに、県民からの質問や問い合わせに対し、的確な対応を図る。	・相談者：1,484名 ・相談件数：延べ1,537件
アスベスト問題に対する様々な質問に対する回答集（Q & A集）をホームページ上で公表する。	・平成17年8月18日から県ホームページで公表 ・2回改訂
「県のたより」においてアスベスト問題についての広報を行う。	・9月号に相談窓口を掲載 ・10月号に対策を掲載
各種調査結果については、迅速に公表して県民不安の解消に努める。	・ホームページに掲載

2 国・市町村等との情報共有や連携の促進（市町村課等所管課）

取組の項目	取組結果
市町村が所有する施設のアスベスト使用の状況及びその処理状況について実態把握する。《総務省》	・調査対象建築物：7,259箇所 ・使用箇所：287箇所 ・未対応：150箇所
市町村のアスベスト対策の状況把握に努めるとともに、的確な情報提供を行っていく。	・市町村等との会議を開催（県所管課11課において実施）
国・市町村や関係機関等との連携を図り、効果的な対策の推進に努める。	・平成17年7月14日に全国知事会から国に対して要望 ・平成17年9月5日に県・横浜・川崎三首長懇談会から国に対して要望 ・平成17年10月25日に関東地方知事会から国に対して要望 ・平成17年10月27日に全国知事会から国に対して要望 ・平成17年11月30日に全国知事会から国に対して要望

3 アスベスト対策会議における対策の着実な推進（庁内関係各課）

取組の項目	取 組 結 果
<p>アスベスト対策会議において各対策の進行管理に当たり、必要に応じて対策の見直しを図るとともに、国の対策の動向、県民のニーズ、また各種対策の進捗状況等に応じて、対策の変更・拡充など、柔軟な対策を検討する。</p>	<p>・対策会議の開催（５回） 環境対策、健康対策、施設管理部会の開催</p>